

第6部－第1 子どもの人権の尊重

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
いじめの発生件数	小学校12件 中学校14件	小学校0件 中学校3件	小学校9件 中学校10件	減少

市立小・中学校におけるいじめの発生件数をもとにした指標です。学校と家庭、地域の連携により、いじめの未然防止と早期解決をめざします。

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
「学校ぎらい」を理由とする長期欠席(30日以上)者数	小学校40人 中学校80人	小学校27人 中学校80人	小学校12人 中学校47人	減少

不登校の児童・生徒数をもとにした指標です。学校と家庭、地域の連携や、スクールカウンセラーの活用、メンタルフレンドの派遣やインターネット等を活用した対策等により、不登校の未然防止と不登校児童・生徒の学校への復帰をめざします。

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
子ども家庭支援センターの利用者数	42,011人	63,445人	72,228人	75,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数をもとにした指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

II 施策・主な事業の体系

1 条例・計画等の整備

(1)「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進	◎ ①「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進 ◎ ②「子どもの権利条約」の啓発・推進
(2)「次世代育成支援行動計画2010」の推進	◎ ①「次世代育成支援行動計画2010」の推進

2 相談機能の充実

(1)子どもからの相談体制の充実	◎ ①児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実 ◎ ②児童青少年相談でのインターネットの活用 ◎ ③「子ども電話相談(仮称)」の検討
(2)教育相談等の充実	◎ ①総合教育相談窓口相談事業の充実 ◎ ②教育相談体制の拡充
(3)子育て相談事業の拡充	◎ ①子育て相談事業の拡充 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)

3 虐待・いじめ・不登校等への対応

(1)虐待への対応と防止策の充実	※ ①産後早期の母子育児支援 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照) ※ ②相談機能の強化と関係機関との連携
------------------	--

(2)いじめ・不登校への対応	①不登校問題の抜本的解決への施策の検討
	②教育相談等の充実
	③家庭・学校・地域社会の連携
	④青少年対策委員会等との連携
(3)地域の子育て力の向上	◎ ①子ども家庭支援センター機能の強化
	◎ ②ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用
	◎ ③地域における子育てグループの育成
(4)子ども自身の力を高めるプログラムの普及	※ ①子ども自身の力を高めるプログラムの普及 (「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照)

4 学習援助と機会の保障

(1)教育支援が必要な児童・生徒への学習支援等の充実	①学習指導員の派遣と学習援助の拡充
	②発達障がいに関する理解と適切な対応のための研修等の推進
	③教育支援学級の指導内容と交流教育の充実
	④一人ひとりに対応できる学習支援システムの確立
	⑤就学相談体制の充実
(2)海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実	※ ①海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実 (「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照)
	※ ②多文化理解教育の促進 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)

5 子どもの生活環境の整備と安全の確保

(1)子どもの居場所づくり	◎ ①地域子どもクラブ事業の拡充 (「第6部-第4 開かれた学校環境の整備」参照)
	◎ ②学童保育所・地域子どもクラブ等との連携 (「第6部-第4 開かれた学校環境の整備」参照)
	◎ ③遊び場ひろば(プレイパーク)の整備の推進 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
	※ ④児童館の充実 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
(2)子どもの生活環境の向上	①子どもの生活環境の向上と有害環境の改善
(3)子どもの安全対策の強化	◎ ①防犯ブザーの貸与
	◎ ②安全安心・市民協働パトロールとの連携
	◎ ③みたか子ども避難所の拡充 (「第6部第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	◎ ④親子安心システムの構築 (「第3部-第3 2 安全安心のまちづくり」参照)
	◎ ⑤学校における啓発事業の実施 (「第3部-第3 2 安全安心のまちづくり」参照)
	◎ ⑥学校安全推進員(スクールエンジェルス)の配置
	◎ ⑦防犯カメラの設置

6 推進体制の整備

(1)子ども家庭支援ネットワークの推進	◎ ①関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援
(2)家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進	◎ ①家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成
(3)NPO・民間団体等との連携方法の検討	※ ①NPO・民間団体等との交流・連携方法の検討

Ⅲ 主要事業(◎で示しています:事業内容は、変更・追加のあったもののみ記載)

1-(1)-① 「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進

子どもたちが健やかに成長するためのまちの目標として、子ども自身の声を最大限に反映し、子どもたちが口ずさめるような、わかりやすく親しみやすい「三鷹子ども憲章(仮称)」を制定します。憲章の制定後は、その普及・啓発を図るとともに、憲章の理念に沿った子ども施策を推進します。

(市・市民・関係機関・学識者)

1-(2)-① 「次世代育成支援行動計画2010」の推進

誰もが安心して教育・子育てができるやさしいまちづくりをめざして、次世代育成支援対策推進法による地域行動計画「次世代育成支援行動計画2010」に基づく施策を推進します。

(市・市民・関係団体・学識者)

2-(1)-① 児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実

2-(1)-② 児童青少年相談でのインターネットの活用

2-(1)-③ 「子ども電話相談(仮称)」の検討

子どもの人権侵害について、子ども本人からのSOSや相談を受けとめるため、児童館やインターネットを活用するとともに、「子ども電話相談(仮称)」など総合的な相談体制の充実について検討します。

(市・市民・関係機関)

2-(2)-① 総合教育相談窓口相談事業の充実

2-(2)-② 教育相談体制の拡充

平成18年度に設置した総合教育相談窓口において、さまざまな相談事業・派遣事業を連携統合して実施してきましたが、今後も専門性の高い教育相談員の確保・増員を図るとともに、各学校のスクールカウンセラーや教育支援コーディネーターとの連携を強化し、教育相談の開設時間を拡大します。

(市・都・関係機関)

3-(3)-① 子ども家庭支援センター機能の強化

3-(3)-② ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用

3-(3)-③ 地域における子育てグループの育成

5-(3)-① 防犯ブザーの貸与

5-(3)-② 安全安心・市民協働パトロールとの連携

6-(1)-① 関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援

6-(2)-① 家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成

庁内外のネットワークの中心となってよりよい対応をコーディネートする機能として、子ども家庭支援センターを中核とした家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)を推進するとともに、人財の増強と育成に努めます。

(市・市民・関係機関・NPO等)

Ⅳ 新規・拡充事業(※で示しています:事業内容は、変更・追加のあったもののみ記載)

3-(1)-② 相談機能の強化と関係機関との連携

6-(3)-① NPO・民間団体等との交流・連携方法の検討

児童虐待や不登校、学習障がいや障がい児教育等に関連するNPO、民間団体等の活動に対して、必要に応じて支援・連携を行うことを検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)